

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業 種類	許 可 又 は 起 業 の 認 可 を す べ き 漁 業 者 の 数 (人)	推 進 機 関 の 馬 力 数	操 業 区 域	漁 業 時 期	許 可 又 は 起 業 の 認 可 を す べ き 漁 業 者 の 資 格	(規則第 14 条第 1 項によ り許可又は起 業の認可時に 付加する条件)	許 可 又 は 起 業 の 認 可 を 申 請 す べ き 期 間	許 可 の 有 効 期 間
ひら め一 枚網	1	定めなし	横須賀市秋谷長者ヶ埼突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の 3 点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日 から翌年 4 月 30 日 まで	葉山町に漁 業根拠地を 有している 者	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15 cm 以上 2.網丈 4.5m 以下	令和 7 年 10 月 6 日 から同年 11 月 5 日 まで	許可日から令和 8 年 10 月 31 日まで